

新型コロナウイルス感染症と傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により医療機関のひっ迫回避に向けた対応がとられ、更なる負担軽減が進められているところですが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給についても、その取扱いが改訂されています。

《傷病手当金の概要》

傷病手当金は、健康保険の被保険者が業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に所得保障を行う制度です。

《支給要件》

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

- ① 業務外の事由による病気やケガの療養のために労務に服することができないこと。
- ② 4日以上休んでいること。

※1 各療養のために連続して3日以上仕事を休んだ後（待期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。

※2 待期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含みます。

《新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金》

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は上記支給要件の①について、次の「支給対象となるケース」において、業務外の事由による場合で労務に服することができないときは支給対象とされます。

【支給対象となるケース】

- ① 新型コロナウイルスに感染したもの（検査の結果が陽性）である場合
- ② 発熱等の症状*があり感染が疑われるものである場合

- ※ 1) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
 2) 重症化しやすい方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
 3) 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている

次の場合は傷病手当金の支給対象外となります。

【支給されないケース】

- ① 新型コロナウイルス感染症の症状はないが、事業所内に感染者が発生したため、自宅待機を命ぜられた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症の症状はないが、家族が感染し濃厚接触者となり自宅待機した場合
- ③ 業務に起因して感染したもの*で労災給付を受ける場合

- ※ 1) 感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合
 2) 感染経路が判明しない場合であっても感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合
 i 複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 ii 顧客との近接や接触機会が多い労働環境下での業務

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について

新型コロナウイルスの感染急拡大により標記Q&Aが次のように改訂されています。

- 新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、令和4年8月9日以降に申請を受け付けたものについて、当面の間、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給における臨時的な取扱いとして、以下の運用とする。
- ・ 傷病手当金の支給申請に際し、医師の意見書の添付は不要とし、事業主からの当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとすること。
 - ・ Q4、Q5、Q11、Q14及びQ15にかかわらず、医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付できない場合であっても、支給申請書にその旨を記載することは不要であること。

詳細は、加入の協会けんぽ、健康保険組合のHP又は問合せによりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&Aは<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220810S0030.pdf>をご参照ください。

最低賃金額の改定（各都道府県の最低賃金額の改定）

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。このうち「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっており、各地方最低賃金審議会より改定額の答申がなされています。各都道府県の地域別最低賃金額と発効予定年月日は以下とおりです。

【各都道府県の地域別最低賃金額と発効予定年月日】

都道府県	答申された改定額(改訂前) 【円】	引上額 【円】	発行予定 年月日	都道府県	答申された改定額(改訂前) 【円】	引上額 【円】	発行予定 年月日		
北海道	920	(889)	31	2022.10.2	滋賀	927	(896)	31	2022.10.6
青森	853	(822)	31	2022.10.5	京都	968	(937)	31	2022.10.9
岩手	854	(821)	33	2022.10.20	大阪	1,023	(992)	31	2022.10.1
宮城	883	(853)	30	2022.10.1	兵庫	960	(928)	32	2022.10.1
秋田	853	(822)	31	2022.10.1	奈良	896	(866)	30	2022.10.1
山形	854	(822)	32	2022.10.6	和歌山	889	(859)	30	2022.10.1
福島	858	(828)	30	2022.10.6	鳥取	854	(821)	33	2022.10.6
茨城	911	(879)	32	2022.10.1	島根	857	(824)	33	2022.10.5
栃木	913	(882)	31	2022.10.1	岡山	892	(862)	30	2022.10.1
群馬	895	(865)	30	2022.10.8	広島	930	(899)	31	2022.10.1
埼玉	987	(956)	31	2022.10.1	山口	888	(857)	31	2022.10.13
千葉	984	(953)	31	2022.10.1	徳島	855	(824)	31	2022.10.6
東京	1,072	(1,041)	31	2022.10.1	香川	878	(848)	30	2022.10.1
神奈川	1,071	(1,040)	31	2022.10.1	愛媛	853	(821)	32	2022.10.5
新潟	890	(859)	31	2022.10.1	高知	853	(820)	33	2022.10.9
富山	908	(877)	31	2022.10.1	福岡	900	(870)	30	2022.10.8
石川	891	(861)	30	2022.10.8	佐賀	853	(821)	32	2022.10.2
福井	888	(858)	30	2022.10.2	長崎	853	(821)	32	2022.10.8
山梨	898	(866)	32	2022.10.20	熊本	853	(821)	32	2022.10.1
長野	908	(877)	31	2022.10.1	大分	854	(822)	32	2022.10.5
岐阜	910	(880)	30	2022.10.1	宮崎	853	(821)	32	2022.10.6
静岡	944	(913)	31	2022.10.5	鹿児島	853	(821)	32	2022.10.6
愛知	986	(955)	31	2022.10.1	沖縄	853	(820)	33	2022.10.6
三重	933	(902)	31	2022.10.1					

最低賃金額改定の詳細は「https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27516.html」をご参照ください。

ねんきん豆知識 (Pension Bits of knowledge)

確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

年金機能強化法により国民年金、厚生年金の受給開始時期の選択肢の拡大等の改正がされておりますが、確定拠出年金法についても加入可能要件等の改正がされています。

＜加入可能年齢の引上げ(2022年5月施行)＞

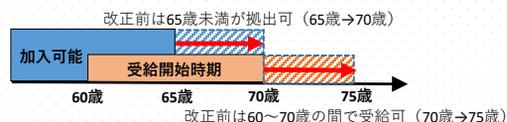
(1) 企業型確定拠出年金（企業型DC）

改正前は厚生年金被保険者のうち65歳未満の者を加入者とするのができるとされていましたが、確定給付企業年金との整合性を図るため厚生年金被保険者（70歳未満）であれば加入者として行うことができました。

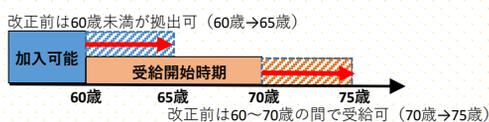
(2) 個人型確定拠出年金（個人型DC (iDeCo)）

改正前は国民年金被保険者（第1・2・3号）のうち60歳未満の者を加入者とするのができていたが、国民年金被保険者であれば加入することができることとなりました。

＜企業型DC＞



＜個人型DC (iDeCo) ＞



確定拠出年金の詳細は「<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>」をご参照ください。